

国立大学法人琉球大学における Microsoft365 アカウント付与方針

〔 令和 7 年 5 月 2 日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 本方針は、国立大学法人琉球大学情報システム運用基本規程（以下「基本規程」という。）第18条に基づき、構成員へのMicrosoft365のアカウント付与及び管理にあたり必要な事項を定める。

(付与の範囲)

第2条 Microsoft365のアカウントを付与することができる者（以下「利用者」という。）は、国立大学法人琉球大学全学統合ID基盤サービス要項（以下「要項」という。）第3条で定める者とする。

(利用権限の付与)

第3条 情報基盤統括センター長（以下「センター長」という。）は、要項第8条に基づきMicrosoft365ライセンスを付与する。

(ライセンスの種類)

第4条 前条により利用者に付与するライセンスは別表のとおりとする。

(ライセンス種類の変更)

第5条 前項の規定に関わらず、業務上必要のある場合は、利用者はセンター長に対して別紙様式によりライセンスの種類の変更を求めることができる。

- 2 センター長は、利用者からの申請内容及びライセンスの利用状況を勘案して、申請が妥当であるかを審査する。
- 3 審査の結果申請が妥当と認めた場合は、センター長は第3条の定めにより変更後の利用権限を申請した利用者へ付与する。

(センター長によるライセンス管理)

第6条 センター長は、ライセンスの使用状況を勘案して利用者のライセンスを職権により変更することができる。この場合、センター長は変更内容を利用者及び利用者の所属する部局等の長へ通知する。

(雑則)

第7条 この方針に定めのない事項は、情報基盤統括センターにおいて決定する。

(改廃)

第8条 この方針の改廃は、情報化総括責任者が行う。

附 則

- 1 この方針は、令和7年5月2日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この方針の実施時に既にMicrosoft365アカウントを保持する者については、令和7年8月31日までは従前のとおりの権限とする。

別表（第4条関係）

区分	ライセンス
○学生 学部学生、大学院学生、科目等履修生、研究生、短期留学生、特別聴講生、法務学修生	A3 ライセンス
○教職員 役員、常勤教職員(医療系職員を除く)、常勤特命教職員	
事務補佐員*、技術補佐員*、派遣職員* 名誉教授、その他の構成員	A1 ライセンス

※本表における「常勤」は、人事給与システム上の登録情報に基づき区分する。

- * 業務で必要となる場合は第5条に準じて個別に申請すれば採用時からA3ライセンスを利用できる。

A3ライセンス：Office系アプリをPC等にインストールしてオフラインで作業できる。また、ローカルディスクに保存しているファイルをオフラインで扱える。

A1ライセンス：Office系アプリをオンラインで使うことができる。ファイルはOneDriveに保存する。